

# 朝鮮民主主義人民共和国における外国投資のための環境

朝鮮社会学者協会室長 石哲元

朝鮮民主主義人民共和国は、北東アジア諸国とはもちろん世界のさまざまな国々との経済協力と交流を進展させるうえで非常に有利な条件と可能性を持っている。最近、世界の多くの国は共和国との経済開発および経済協力事業に大きな関心を見せており、投資範囲を徐々に拡大している。本稿では、共和国の投資環境を政治的、法律的、経済的側面に区分して論じることとする。

## 1. 政治的環境

共和国の政治環境は、投資家がいちばん関心を持つ問題である。投資対象国の国家社会制度の強固さは、投資家に投資と資本の安全性を保障してくれることを基本条件としてはかられる。共和国の国家社会制度は、政治、経済、文化の全分野において非常に強固である。共和国は、自らの指導思想を持っており、いかなる国際情勢の変化や外勢の圧力と干渉の中でも自分が選択した社会主義制度を固守して、その優越性を高く発揚させている。

金正日総書記の先軍政治によって、共和国の国際的地位は日に日に高まっており、国の軍力が非常に強化されて全人民が党と首領の周りに固く団結している。

西側の一部メディアが過去、東ヨーロッパの国々において、社会主義制度が崩壊した時、共和国もまもなく崩壊すると大言壮語したし、今でもさまざまな誤報を流しているが、現実には共和国は社会政治的に非常に安定しており、絶対に崩壊しないということを見せている。

今日、世界的に投資家は利潤を得られれば社会制度に関係なく投資しているし、強固な国家社会制度を持っている共和国に投資する投資家たちは、自分が投資した資本の運命に対して憂慮する必要は全くないと見ている。もちろん、米国の対朝鮮敵対政策と日本の対朝鮮制裁政策、現南朝鮮政権の対決政策によって、朝鮮半島の情勢は依然として緊張している。朝鮮半島には、まだ東西冷戦の残滓が存在し、まさにそれが共和国に対する投資を制約する要因になっていることは事実である。共和国の社会制度と経済発展を望ましいと思わない米国をはじめとする一部の国々は世界のさまざまな国の投資家が共和国に投資することを各方面にて妨害している。しかし、このような情勢の中でも共和国の国家社会制度は強固であるとして、多くの国の投資家が共和国に投資をしていて経済協力を強化している。自主権を尊重する世界のすべての国々との経済的・技術的

交流と協力を発展させることは、共和国の対外政策において一貫した立場である。

共和国は、一度たりとも国の門を閉めたことはない。対外経済協力と交流のための門を常に開けている。共和国政府は、完全な平等と互惠の原則で外国投資家が共和国領域に投資することを奨励する。完全な主権国家として共和国は、先軍の威力を高く発揮し戦争を防止して、朝鮮半島と世界の平和と安全のためにできるすべてのことを尽くしている。

昨年、共和国は東南アジア友好協力条約（TAC）に加入した。共和国がこの条約に加入したことは、共和国とアセアンのメンバーの国々との関係を進展させ、東南アジアと北東アジアの安定を図って、地域の経済協力を強化することに大きく寄与した。

米国は、六カ国協議に従う政治的補償として、対朝鮮敵対政策の産物である「敵性国貿易法」の適用を終了させたことに基づき、2008年10月に共和国を「テロ支援国」のリストから解除した。米国が朝鮮半島の核問題の解決をするために「9.19共同声明」の原則とそれに従う合意を迅速に、そして誠実に履行する問題が依然として残っている。

朝鮮半島の情勢が安定して、これから北東アジアの平和と安定、経済協力と発展が順調に行なわれるためには、多くの問題が解決される必要がある。何より、この地域にある外国の軍事基地と軍隊を撤収させて、米国のミサイル防衛体系樹立策動、帝国主義支配と干渉を阻止・破綻させて東アジアの冷戦構造を解体することが重要である。これとともに日本の軍事大国化と海外膨張を阻止し、この地域の人民が団結して政治経済的に緊密に協力することが必要である。

## 2. 法的環境

外国投資のための共和国の法的環境は、他の国々にまけないくらい有利だと言えることができる。

金日成主席は次のように述べている。

「私たちは、完全な平等と互惠の原則にて外国投資家が共和国の領域に投資することを奨励し、外国投資家の投資を保護して彼らの合法的権利と利益を保障するために外国人投資法をはじめとして関係する法を制定し、発表しました。」

1990年代から積極的に進められた共和国での外国投資と

関連した法制定と整備事業は現在ほとんど完了段階にある。共和国において、外国投資関係法の制定過程を見ると1984年9月に合営法（合弁法）が採択され、その後の1992年10月5日に外国人投資法、合作法、外国人企業法が、1993年に土地賃貸法、外国投資企業および外国人税金法、外国投資銀行法、羅先経済貿易地帯法が、1995年に対外経済契約法が採択された。

21世紀に入り、外国人投資企業破産法（2001年4月19日）、金剛山観光地区法（2002年11月13日）、開成工業地区法（2002年11月20日）、南北経済協力法（2005年7月6日）、外国投資企業登録法（2006年1月25日）などが採択された。その他に、土地、建物の出資規定、賃貸土地付着物の移転補償規定、外国人投資企業労働規定、羅先経済貿易地帯中継貿易規定をはじめとして、外国投資関係法の円満な施行のための規定も採択された。

外国投資と関連した実践と国際的慣例などを反映して、外国投資関係法の修正・補充事業が進行されたが、外国人投資法だけみると採択後1999年と2004年、07年、08年に修正・補充された。共和国の外国投資関係法は、外国人投資法を基本法として、それに基づいて制定された投資契約関係法、投資企業関係法、投資銀行関係法、特殊経済地帯関係法、不動産賃貸関係法、税金関係法、投資紛争解決関係法などで構成されている。

1990年代末から他の国々と締結した投資奨励および保護に関する二国間協定も外国投資のための共和国の法律的环境にて重要な地位を占める。共和国政府とこのような協定を締結した国は、ロシア（1996年11月28日）、イラン（2002年9月30日）、インドネシア（2002年2月21日）、モンゴル（2003年11月19日）をはじめとして数十カ国に達する。

共和国の外国投資関係法と二国間協定では、外国投資家が特別に関心を持つ投資家に対する待遇、危険担保、投資金と収益金の処分、紛争解決などを投資家に有利に規定している。外国人投資法第14条<sup>1</sup>によれば、共和国は外国人投資企業に対して自国民待遇をし、外国企業に対して最恵国待遇をする。

共和国政府とモンゴル政府の間の投資奨励および保護に関する協定第3条でも外国投資家（海外同胞含む）には、

自国または第3国の投資家に与えるのと同じ待遇をすると規定している。共和国政府が奨励する部門に投資して、創設した外国人企業には、所得税をはじめとするさまざまな税金を減免し、また有利な土地利用条件を保障する。また、銀行貸付を優先的に提供する（外国人投資法第8条<sup>2</sup>）。共和国において、外国投資企業と外国投資家が投資した財産を国有化したり、差押、没収はしない。やむを得ない事情によりそのような措置を取る場合は差別なく、ただちにそして効果的な補償をする。（外国人投資法19条<sup>3</sup>、共和国政府とイラン・イスラム共和国の間の投資奨励および保護に関する協定第6条<sup>1</sup>）

共和国は、戦争や武装衝突をはじめとする非正常な状況による投資家の損害、自然災害をはじめとする不可抗力的理由によって投資財産に当てられた損害など外国投資家が被る可能性のある危険による損害とそれに対する補償の範囲を幅広く法的に保障している。外国投資家が企業運営によって得た合法的利潤とその他の所得、企業を清算して残った資金は、共和国の外貨管理と関連した法規により共和国領域の外に送金することができる（外国人投資法第20条<sup>4</sup>）。共和国において、外国人投資と関連した問題の解決は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決できない場合には共和国が定めた仲裁または裁判手続きにより解決して、第3国の仲裁機関に提起し解決することもできる。この他にも共和国の外国投資関係法は、投資を奨励して、それを保護する原則にて全般的に規制している。

### 3. 経済的環境

共和国には、外国投資家が重要な関心を持つ有利な経済的環境が用意されている。共和国は自体の力と努力による、資源と技術で建設された、多面的に発展し、現代的技術によって装備された社会主義自立的民族経済は強力な経済的潜在力を持っている。共和国に用意されている経済的潜在力の威力はすでに1970年と1980年代において、一部重要工業製品の1人当り生産量において、先進国に追いついたり、追い越したりする成果により誇示された。

しかし、1990年代中葉からの共和国は、経済建設において厳しい試練と難関を体験した。それは資本主義国々にお

<sup>1</sup> 第14条 共和国領域内に設立した合営企業、合弁企業、外国人企業は、我が国の法人となる。共和国領域内にある外国人投資企業の支社、代表部、出張所は、我が国の法人とはならない。

<sup>2</sup> 第8条 奨励する部門に投資して設立した外国人投資企業は、所得税を始めとする各種税金の減免、有利な土地使用条件の保障、銀行貸付の優先提供等の優待を受ける。

<sup>3</sup> 第19条 外国人投資企業及び外国投資家が投資した財産は、国有化し、又は国家が収用しない。回避な事情により国有化し、又は収用する場合には、該当した補償をする。

<sup>4</sup> 第20条 外国投資家が企業運営で得た合法的な利潤及びその他収入、企業を清算して残った資金は、共和国の外貨管理と関連した法及び規定により国外に送金することができる。

いて周期的に反復するインフレーションなどによる経済危機とは異なる。共和国での経済的試練と難関は極度に達した帝国主義者などの反共和国圧殺政策と経済制裁、社会主義市場の崩壊、何年間も続いた自然災害による。当時、共和国の経済建設において、必要な原料、資材、動力、資金、食糧などの不足によって生産が正常化することができない嚴重な結果が引き起こされることになった。このような状況でも朝鮮人民は不屈の精神力と社会主義自立的民族経済の潜在力を高く発揮して、人民経済の重要部門からもう一度生産の高揚を起こして社会主義経済強国建設の丈夫な跳躍台を建設した。

共和国は、21世紀に入って依然として厳しい経済状況の中でも、大規模水力発電所と有望な新しい炭鉱、鉱山、そして現代化した工場を数多く建設したし、すべての工場、企業所を現代化するための闘争を力強く繰り広げてきた。これとともに土地整理と自然流下式水路工事をはじめとするさまざまな形態の膨大な大自然改造事業を進行した。こうして共和国の自立的民族経済土台が持っている経済的潜在力は過去の時期に比べてはるかに高まることになった。

最近、共和国では、道路、港湾、鉄道、通信網をはじめとする経済のインフラをより円満に整備するための経済的投資と努力が強化されている。外国投資家が関心を持つ経済発展の展望と関連して言うならば、経済強国建設が共和国の総体的目標である。社会主義計画経済の優越性に基づいて生産正常化と現代化を密接に結合させて力強く進めることによって、経済の全部門において最高生産水準を突破することは、現時期共和国が経済建設において提示している重要な課題である。

現在、共和国において金属工業の発展を中心的な課題に設定して、重要経済部門の生産潜在力を最大限動員しつつ、人民生活を決定的に高めて经济管理を改善して科学技術を発展させることに力を入れている。共和国は、全人民の無尽蔵な創造力と新技術によって装備された主体工業に基づいて金日成主席の誕生100周年になる2012年には必ずや経済強国の目標を占領するであろう。

経済的環境と関連して特別に言及することは、共和国の熟練労働力の準備程度が世界の中で非常に高水準にあるということである。全般的11年制義務教育（1年間の就学前教育と10年間の学校義務教育）が実施されている共和国ではすべての新世代が中等一般知識と一つ以上の技術を所有している。全般的11年制義務教育は、労働する年齢に達するまでのすべての新世代に完全な中等一般教育を受けさせ

て、一般教育と基礎技術教育を密接に結合させた高水準の義務教育である。

高等教育の水準も非常に高い。新世代は自らの希望と素質により高等専門学校と大学に行って教育を受けるし、中等一般教育を受けて生産現場に入った人々も工場大学、農場大学、漁場大学にて思う存分学習している。

共和国の労働力の質が高いということは、共和国に投資を進行して共和国と合営（合弁）、合作を進行したすべての国の投資家と企業が一致して認めていることである。

共和国に投資することができる業種は、国の安全と美風良俗に支障を与える対象、資源輸出を目的とする対象、定めた環境保護基準に抵触する対象、収益性が低い対象のような外国人投資法第11条<sup>5</sup>にて規制した禁止および制限対象を除きすべて可能である。

共和国は、北東アジア地域の経済協力を実現できる有利な位置にある。北東アジア地域の国々は、東南アジアやヨーロッパ、米国地域に比べて資源も非常に豊富である。地理的に近くて資源も豊富な北東アジア諸国間の経済協力は輸送費を節約して輸送時間を最大限で短縮するだけでなく、地域内において生産から生産物の販売実現のための市場に至るまですべての可能な条件をすべて保障することができるようになってきている。北東アジア地域の経済協力と交流を進展させることは、この地域の国々の人民の一致した要求であり、地域の繁栄と利益のため重要な問題である。

共和国とロシア連邦間の外交関係設定60周年を控え、2008年には共和国の羅津とロシアのハサンを結ぶ鉄道と羅津港の近代化工事の着工式が進行された。別名「シルクロード鉄道」と呼ばれる朝鮮鉄道とシベリア横断鉄道連結の最初の開始になるこの工事の着手は大きな経済戦略的意義を持つ。羅津－ハサンの鉄道区間が効率的に結ばれば、朝鮮・ロシアの2ヶ国の経済と交通運輸、人民の福利増進に共同で尽くす親善の陸上通路になるだけでなく、さらにアジア太平洋地域とヨーロッパ国々を結ぶ国際輸送通路になるだろう。

共和国は、今後も自国内に投資しようとする投資家と国々の関心が高まることに応じて、国家社会制度をより一層強固に発展させて、朝鮮半島の平和と安定のために積極的に努力するだろう。これとともに外国投資と関連した法制度と諸般の経済的条件をより一層完備して、よりよい法律的、経済的環境を準備するようになるであろう。

[朝鮮語原稿をERINAにて翻訳]

<sup>5</sup> 第11条 民族経済発展及び国の安全に支障を与え、又は経済・技術的に遅れており、環境保護の要求に抵触する対象の投資は、禁止し、又は制限する。